

無料法律相談の利用について

- 無料法律相談は、弁護士による相談・解決に向けての助言を受けるもので、直接問題解決を図るものではありません。
- 相談を担当する弁護士が、すでに対象者の事件の相手方やその関係者からの相談や依頼を受けている場合、利害の対立を避けるため相談を受けられないことがあります。
- 利用できる方は、郡上市に住所のある方です。
- 相談回数はお一人年度内1回に限ります。(年度は4月1日～翌年3月31日まで)
- 相談時間はお一人30分間です。
- 電話での事前予約が必要です。開催日の1カ月前から受付します。
- 予約受付は先着順となります。
- **キャンセルされる場合は前日までにご連絡ください。**
無断キャンセルや繰り返しキャンセルされる場合は1回利用した扱いになります。利用の際はご注意ください。
- 限られた時間のため、相談の要点をまとめていただき、相談内容に関する書類があればご持参ください。
- 相談内容を録音・録画することはできません。ただし、メモをとっていただくことは可能です。
- 相談が中止となったり、相談開始時間が遅れる場合や、相談内容によっては相談を受けることができない場合がありますのでご了承ください。
- 多くの市民の方が相談を受けられるように、みなさんのご理解・ご協力をお願いいたします。
- 本事業は住民の方からご協力いただきました、「社会福祉協議会会費」と「赤い羽根共同募金配分金」で実施しています。